

栃木市
大平隣保館

人権教育啓発情報誌

No. **124**号

こがま



たのしいね
みんなといたら
うれしいね



小学生の 人権作文

「お年寄りを大切に しよう」



大平西小学校 6年
野の 原はら 夕ゆう 海み

一年前の夏、私はこんな経験をしました。庭仕事をしていたおばあちゃんが、ひっくり返って、背骨をあっばく骨折してしまったのです。初めての事で、家族はみんなどうしようしていません。私の心の変化は、そんな出来事がきっかけで起きました。

その後、おばあちゃんは二か月で退院することができました。でも、以前のように体が動かせず、痛み

もあるようで、とても大変そうでした。退院してから二週間もたつというのに、家のベットに横になってい

ることが多くて、私は「なんだか、かわいそうだなあ。」と思っていました。けれど、いざ、身近な人が不自由な生活になってみると、「かわいそう」という気持ちから、

「何か私にも、手伝えることはないだろうか?」という気持ちに変わっていききました。

そんな時、おばあちゃんが畑で作ってくれたきゅうりやミニトマトが、急に食べなくなりました。骨折したことで、こんなに急に動けなくなってしまうなんて、本当におどろきました。でも、おばあちゃんがまた畑で野菜を作るようになるにはどうしたらよいのかを考えました。

そして、できるだけ元気になった姿を想像するようになりました。そうすると、自分の気持ちもだんだんと明るくなってきて、おばあちゃんの事を助けてあげたいという気持ちが太

きくなっていきました。

おばあちゃんが、痛くて立てない時には、手を貸して支えてあげ、食事の準備や食器の片づけなども、なるべく手伝うようにしました。私がたくさん手伝ってあげると、おばあちゃんもうれしかったようで、少しずつ、立つ練習や歩く練習をがんばるようになりました。私は、「気持ちは必ず、相手に伝わるものだな。」と思いました。そして、自分が人の役に立つことが出来て、うれしいという気持ちと達成感を感じる事が出来ました。

けがをする前、私は、「おばあちゃんは歩くのがおそくて、一緒にいると少し面倒くさいな。」とあまり良く思っていました。けれど、今回の事がきっかけで、「こまっていたら、手伝ってあげよう。」という気持ちに変わる事ができました。それから一年ぐらいておばあちゃんもゆっくりですが歩けるようになりました。本当によかったと思います。

おばあちゃんのようなお年寄りには、たくさんいます。つえをついて歩けない人。以前の私は、そういう人たちに対して、特に何も感じなかったでしょう。でも、私は、少しでもだけ変わりました。思いやりを持って人に接する事ができると思います。私は、今の「以前とはちがう自分」が気に入っています。誰でも、年をとるからこそ、助け合いが必要となるのです。だから、これからも自分なりにできる事をして、みんながくらしやすい社会になればいいなと思います。



「おもてなしとこころ言葉のまほう」

大平中央小学校 5年
中^{なか}澤^{さわ} 明日美^{あすみ}



私は、思いやりとはどういうことなのかを考えてみました。「思い」とは、みんなだれもがもっているやさしい気持ちで、「やり」とは、相手に伝えることなのではないかと思いました。だから、思いやりとは、自分の相手に対する気持ちを伝えること、それは、相手の立場にたって考えてあげるということだと思います。私は、以前電車に乗ったときに、ある光景を目にしました。女の人が、せきをして苦しそうにしているおばあさんに、

「どうぞ、すわって下さい。」
と、席をゆずっていました。私のおばあちゃんも、お母さんがかぜをひいてしまったとき、とても心配していました。二人とも思いやりの心をもっている人だと思いました。私は、周りの人たちの思いやりのある行動を見て、自分の毎日の生活をふり返ってみることにしました。友達げがをしてしまったとき、どうしていたのかよく思い出しました。すると、周りを見ていなくて気がつかなくなったときや、やる必要があるからと気がついていても助けてあげられなかったときがあり、相手のことを考えずに自分一人で行動していたことが分かりました。逆に私に対して、クラスの友達はどう接してくれているのかということを考えました。小さいことでも心配してくれたり、つらい時、大丈夫と声をかけてもらったりしたこと、おばあさんありがとうございました。まさに、この気持ちこそが思いやりで、友達からたくさんもらっ

ているなと改めて強く思いました。私も、友達からもらった思いやりの心を大切にし、常に心の中で意識しながら生活することにしました。なやんでいる友達に、自分から声をかけてみたら、その友達からなやみを打ち明けられ、最後には、「話を聞いてくれてありがとう。」と言われました。本当にうれしくて、自分から声をかけてよかったなと思いました。そして、友達っていないなとうれしく感じました。このうれしさが、思いやりという言葉のまほうなんだと思いました。

この思いやりという言葉のまほうは、一しゅんで心をあたたくしてくれます。まほうをかけられても、まほうをかけても、どちらともきつと、うれしい気持ちになるでしょう。

一人一人がみんなやさしい心をもてば、そこに、思いやりの心のわができます。そして、毎日がもつともつと楽しくなると思います。私もそうなりたいたいと思っている一人です。友

集会所担当職員に関するお知らせ

市内の集会所（10 館）を担当する部署が、4月1日以降、生涯学習課から人権・男女共同参画課に変更されます。

これは、教育委員会が行う事務を、補助執行という方法により、市長部局に移管するものです。

また、担当職員の配置については、人事異動の内示後に決定されます。

達や家族、そして、周りの人達と楽しくすごせるよう、思いやりという言葉のまほうを自分にかけて続けていきたいと思います。



栃木市人権施策推進プランが策定されます

本市では、人権教育及び啓発のさらなる推進と人権に関する課題の解消を目指すため、平成25年1月に行った「人権に関する市民意識調査」の結果に基づき、人権施策の基本計画となる「栃木市人権施策推進プラン」が平成26年3月中に策定される予定です。

このプランは、期間を平成26年度から平成30年度までの5年間とし、課題と方向性を明確にすることにより、計画的かつ効果的な人権行政の推進を図るものです。

書初め席書大会を開催しました

新年を迎えて間もない1月6日（月）大平隣保館において、幼稚園年長さんから小学6年生までの22名が、石原先生たちの指導の下、真剣かつ楽しく書初めをしました。

出来上がった作品は、1月下旬まで館内に展示され、多くの人に見て頂きました。



園児たちはお母さんと



見事な筆さばき



みんな上手に書けました

【人権啓発活動】

人権週間に合わせて、いろいろな啓発活動などが行われましたので、この一部を紹介します。



◎中学生による『盲導犬体験学習』

12月6日（金）に皆川中学校、18日（水）に都賀中学校の体育館を会場に、公益財団法人東日本盲導犬協会による盲導犬体験学習が、両校合わせて約500名の中学生を対象に行われました。盲導犬の訓練士の方から盲導犬利用者と盲導犬についてのお話を伺い、その後アイマスクを付け、盲導犬の誘導に従いながら、障がい物を避けて決まったコースを歩行するなど、体験学習を通して、目が見えないことがどれほど不安なのかを身を持って感じ、視覚障がい者のパートナーとしての盲導犬の必要性を実感することができました。



頼りになる盲導犬

◎人権擁護委員による『お話し会』

人権擁護委員の方々による「お話し会」が、12月11日（水）に太平南第1・第2保育園、12月17日（火）にふじおか幼稚園にて行われました。人権に関する人形劇や啓発アニメを観た後に園児の感想などを人権擁護委員の方と話し合いました。



イメージキャラクターと交流



人形劇のようす



講師の吉永みち子さん

◎吉永みち子さんの講演会
『人権を考える市民の集い2013』

人権尊重のまちづくりを推進するため、人権週間に合わせて「人権を考える市民の集い2013」を開催しました。作家吉永みち子さんの講演会には約500名の市民の方が参加しました。

困難にぶつかっても、常に前向きに捉えた生き方に、参加者は皆、元気づけられたようでした。

◎近藤美智子さんの人権コンサート
『人権講演会』

12月10日(火) 大平文化会館にて、市内の集会所や隣保館の利用者等を対象に、人権講演会を開催しました。

講師には、福島音楽療法研究所「Largo」代表 近藤美智子さんを招き、コンサート形式による、講師の生い立ちや震災被災地を巡る活動の中での体験など、音楽療法の素晴らしさを耳で聞き、体で感じる笑いあり、涙ありの内容に、約300名の受講者たちの多くが感銘された様子でした。

◎市職員による『人権出前講座』

12月5日(木) 栃木第四小学校の体育館にて、6年生42名を対象に、市職員による人権出前講座を開催しました。高齢者疑似体験セットを装着しての日常動作に、四苦八苦する場面も見られ、相手の身になって物事を判断することの大切さを学びました。

なお、出前講座は、人権週間にかかわらず随時申込み可能です。また、パワーポイントを使つての講座は、1回30分から90分の範囲で時間の調整ができますので、厚生センター(TEL24・2444)にお問い合わせください。

◎『人権街頭啓発』

人権擁護委員、法務局、人権団体等の方々による街頭啓発を、12月4日(水)にヤオハンアイム店前他2箇所、12月8日(日)にとりせん藤岡店前に実施しました。



お疲れさまでした

隣保館からのお知らせ

◎『シルバー生き生き塾』について

地域交流促進事業の一環として6月から毎月開催してきました『シルバー生き生き塾』が、1月28日に修了しました。

この講座では、受講生相互の交流や福祉・文化等の向上を目的に、野外研修や「笑つこと」をテーマにした講座など毎回違うテーマに取り組み、シルバー世代がイキイキと過ごせる機会を設けました。

受講生の皆さんからは、「非常にわかりやすく良かった。」など、多くの意見を伺うことができました。

なお、26年度の「シルバー生き生き塾」は、6月から毎月第4火曜日に行う予定です。詳しくは、広報とちぎ6月号をご覧ください。



出前講座「人権って何？」



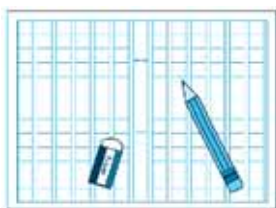
認知症予防に「笑いヨガ」

◎人権作文集『こころのまご』の配布について

今年も大平地域内の小・中学校より推薦された人権に関する作文や標語を集めた人権作文集『こころのまご』を発刊いたしました。

『こころのまご』には、児童、生徒たちが、普段どのようなことを感じたり、思ったりしながら生活しているのか、子どもたちの想いが描かれています。大平隣保館にて無料で配布しておりますので、お気軽にお声をかけてください。

(数に限りがあります)



◎「いじめ問題に関する緊急メッセージ」が発信されました

全国人権擁護委員連合会では、滋賀県大津市で起こった中学生の痛ましい出来事を契機に、いじめ問題の対応について社会的関心が高まるなか、身近な相談相手として、人権擁護委員を活用していただきたいという強い思いから、下記のメッセージを発信しました。

人権・男女共同参画課が新庁舎に移転しました

平成26年2月10日、人権・男女共同参画課が、栃木市民会館から新庁舎2階へ移転しました。電話番号も変更になりましたので、お知らせします。

生活環境部 人権・男女共同参画課
 栃木市万町9番25号 新庁舎2階
 ☎ 0282-21-2161

学校等における体罰問題に関するメッセージ

殴る、蹴る、長時間の正座を強いて苦痛を与える等の体罰は、法律で禁止されています。愛のムチ、指導のつもりで行う人もいるのかもしれませんが、人間の尊厳を損ない、ときに身体に重大な障害を与えるだけでなく、子どもの成長発達に悪影響を及ぼし、精神的に追い詰めることにもなりかねません。生涯、消えることのないトラウマを残し、暴力容認の風潮を助長することにもなります。

体罰は絶対にしないでください。体罰を受けている人、体罰を見た人、聞いた人は、私たち、人権擁護委員に連絡してください。秘密は必ず守ります。

小中学校を通して全国の小中学生に配布した「子どもの人権SOSミニレター」を使って連絡しても、全国共通・無料の「子どもの人権110番」(0120-007-110)に電話してもかまいません。メールも受け付けています。

私たち人権擁護委員は、「人権」を取り戻すための仕事に取り組んでいます。体罰をストップさせるために、全国1万4千人の人権擁護委員が全力を尽くします。どうか声をあげて、私たちに助けを求めてください。

保護者の方も、お子さんを護るために、人権擁護委員を御活用ください。

子どもの未来は人類の未来なのです。この未来を希望に満ちたものにしたい。これが私たちの願いです。

平成25年7月19日
 全国人権擁護委員連合会

厚生センターからのお知らせ

【冬休み交流事業】

厚生センターでは、毎年、夏休みと冬休みに素敵なイベントを行っています。

今回の冬休みは、手作りすごろくにビンゴ、ストップウォッチゲームと盛り沢山！

お昼は、おいしい豚汁とおにぎりにみんな大満足。

うれしいお土産付です！

今年の夏休みと冬休みも楽しくておいしいイベントを用意しますので、皆さんぜひ来てください!!



【厚生センター自主講座】

厚生センターでは、子どもの情操教育や脳の発達にも良いと言われる読み聞かせの学習会を3回連続講座として開催しました。
また、読み聞かせ発表会も行いました。



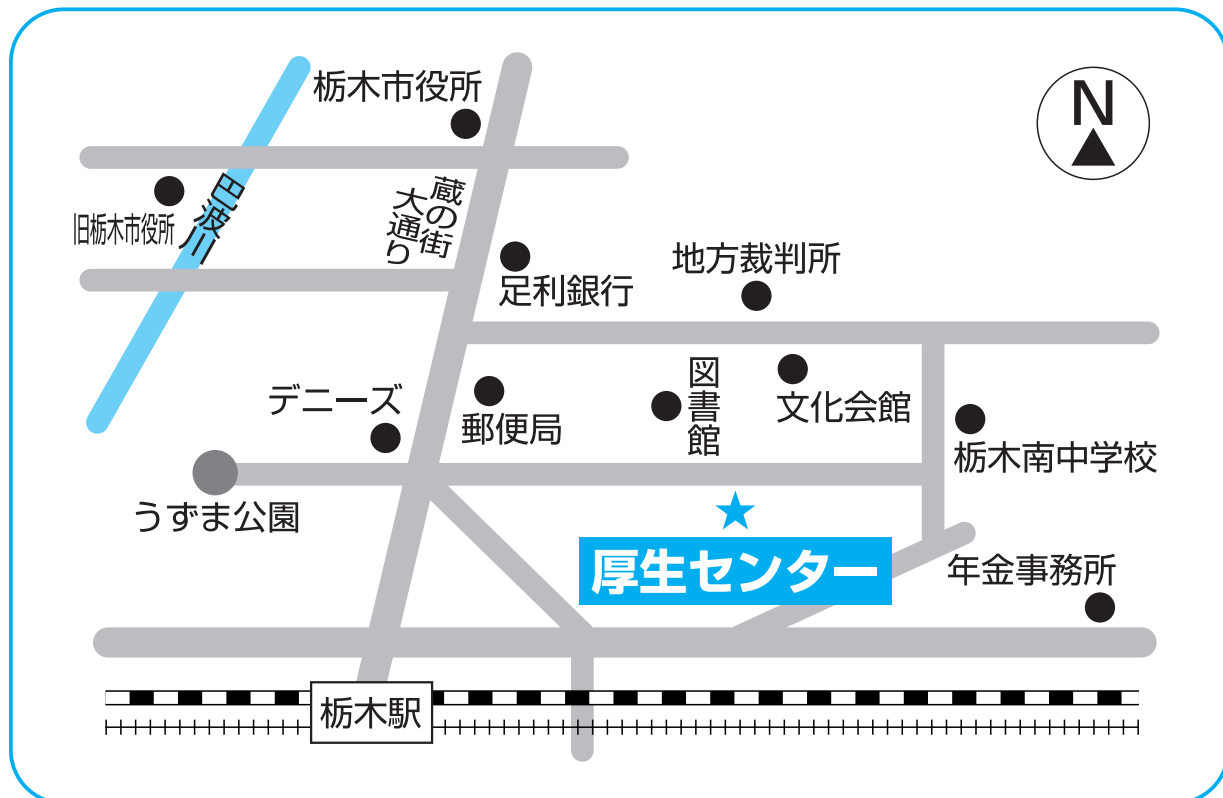
読み聞かせ学習会



読み聞かせ発表会

※これからも、様々な講座を開催します！
※市の広報やホームページでもお知らせしています。よろしくね！

位置図 厚生センター 栃木市旭町9-7 電話番号 24-2444



【隣保館相談事業】

大平隣保館では、市民を対象に日常生活における様々な困りごとに関する相談を常時受け付けております。また、法律や年金に関する相談、言葉が通じないなどで困っている外国人の方の相談も次のとおり日時を指定して相談窓口を開設しております。どこに相談したらよいのか分からない場合でも、お気軽にご相談ください。隣保館で対応するほか、適切な機関をご紹介します。

法律相談

2か月に1回、日常生活における法律全般に関する困りごと等について、弁護士の方が相談に応じます。今後の相談日は次のとおりです。相談は予約制ですので、希望される方は事前に大平隣保館へご連絡ください。

- ◎相談日 5月15日(木)
7月17日(木)
- ◎相談時間 午前10時～正午まで

年金相談

年金の専門家による相談窓口です。年金についての相談を希望される方は、次の相談日に大平隣保館へご来館ください。

- ◎相談日 4月8日(火)
5月13日(火)
6月10日(火)
7月8日(火)
- ◎相談時間 午前10時～正午まで

外国人相談

日常生活の中で、言葉が通じないために困っている外国籍の方の相談窓口です。日本語講座と併設しており、通訳を通して相談を伺いますので、次の相談日に大平隣保館へご来館ください。

- ◎相談日 4月26日(土)
5月17日(土)
6月21日(土)
7月19日(土)
- ◎相談時間 午後8時～10時まで

表紙絵
語 大平東小2年 福田明希さん
絵手紙教室
根本晴夫さん



生活相談や
困りごとは
大平隣保館へ

電話でのご相談はフリーダイヤルで

よろしくなやみなし
0120-46-7830

(平日午前8:30から
午後5:00まで)